

令和3年5月14日 開会

令和3年5月14日 閉会

令和3年第1回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

5月14日（金）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	1
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第16号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第17号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9
閉会	10
会議録署名議員	11

令和3年5月14日（第1日）

議 事 日 程 (令和3年5月14日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第16号 専決処分の承認について
 専第2号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第12号)
 専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
 専第4号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第4 議第17号 工事請負契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	民 生 調 整 監 吉 村 等
建 設 調 整 監 岡 田 立	総 務 課 長 山 田 靖
企 画 調 整 課 長 大 平 共 美	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学 校 教 育 課 長 堀 隆 志
生 涯 学 習 課 長 今 村 厚 士	住 民 環 境 課 長 神 野 千 津
産 業 振 興 課 長 堀 康 信	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる

書 記 山 形 さおり

(開会時間 午後2時00分)

議長 どうも皆さん、こんにちは。

今日はこの辺りは31度とか。コロナだけじゃなしに熱中症にも気をつけなければいけないと、そんな季節になってしまいました。どうか皆様方、御自愛を賜りますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回安八町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 西松巖君、7番 碓井昭夫君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定について、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆様、大変御苦労さまでございます。

本日、令和3年第1回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会におきましては、議会の皆様方に御議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、お願いを申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきますのは、安八町税条例等の一部改正と、結小学

校への指定寄附金、学校系ネットワーク事業に対する国からの追加補助による繰越明許費に係る令和2年度一般会計補正予算（第12号）を専決処分いたしましたことへの承認、高速バス運行計画に係る令和3年度一般会計補正予算（第1号）、県道間アクセス道路整備事業に係る工事請負契約の締結についての4議案であります。

詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 日程第3、議第16号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は3件あります。3件を1議案として説明させていただきます。その後、質疑を行います。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 1ページ目をお願いいたします。

議第16号について、朗読説明させていただきます。

議第16号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し承認を求めるものとする。

令和3年5月14日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第2号について、朗読説明させていただきます。

専第2号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,053万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正) 第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。上段が歳入、下段が歳出でございます。

歳入歳出とも補正前の額78億3,953万6,000円に補正額100万円を足しまして、合計78億4,053万6,000円とするものでございます。

6ページ目をお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。単位は1,000円でございます。

款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校情報教育推進事業、金額、296万4,000円。項、中学校費、事業名、中学校情報教育推進事業、98万8,000円。合計で395万2,000円でございます。国より学習系ネットワークの整備費の補助申請がございまして、各学校よりインターネットへ直接つなぐ工事費を計上し、繰越明許費として補正するものでございます。

7ページ目をお願いいたします。

歳入につきましては、特定財源のため、歳出で御説明いたします。

8ページ目をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額100万円の増額でございます。特定財源といたしまして、寄附金100万円でございます。節区分、備品購入費100万円につきましては、結地区の保護者から結小への寄附金を頂きましたので、学校で必要な備品等の購入に充てるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 それでは、日程表の9ページをお願いいたします。

税務課より、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきますので、朗読説明をさせていただきます。

専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例等の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下は改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。議案資料の1ページをお願いいたします。

町税条例等の主な改正事項でございます。

第1条による改正のうち、1点目の個人住民税についてでございます。

(1)均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外することとなりました。この改正は、令和6年1月1日施行とし、令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

(2)日本赤十字社等、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得割額の特別控除額については、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとなりました。

2つ飛びまして、(5)特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除、セルフメディケーション税制の適用期限につきましては、令和9年度まで5年間延長することとなりました。

(2)及び(5)の改正につきましては、令和4年1月1日施行とし、令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。

(3)及び(4)、給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認要件が廃止されました。

(6)新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年の特例について延長され、一定期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とすることとなりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40平米から50平米までの住宅についても控除の対象とする特例措置が講じられました。

以上の改正は、令和3年4月1日施行とし、令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。

2の固定資産税についてでございます。

(1)わがまち特例のうち、特定バイオマス発電設備及び認定センター設備等導入計画に従って取得された機械装置等に係る特例を廃止し、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する償却資産等に対する特例措置の適用期限を、令和5年3月31日まで2年間延長することとなりました。

また、地方税法等の一部改正に伴う項ずれも改正いたしております。

(2)、(3)並びに(5)、大規模災害に対する特例措置の適用期限について見直しを行いました。

平成28年熊本地震については、適用期限を2年間延長し令和4年度分までとし、平成30年7月豪雨については、新たに特例措置の対象とし、その適用期限を令和4年度分までとしました。また、東日本大震災に係る適用期限を5年間延長し令和8年度までといたしております。

2ページのほうをお願いいたします。

(4)宅地等及び農地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において、価格の下落修正を行う措置及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含めた現行の負担調整措置の仕組みを次回の評価替えまで3年間継続することとなりました。また、新型コロナウイルス感染症に係る納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられました。

以上の改正は、令和3年4月1日施行とし、令和3年度分以後の固定資産税について適用されます。

3. 軽自動車税についてでございます。

(1)環境性能割の税率について。令和12年度基準エネルギー消費効率の新設に伴い、令和2年度基準エネルギー消費効率の読替規定を対象に追加いたしました。

(2)環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象としました。

(3)種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例期限を令和5年3月31日までの取得に2年間延長することとなりました。

以上の改正は、令和3年4月1日施行とし、令和3年度分以後の軽自動車税について適用されます。

第2条による改正は、令和2年条例第10号、安八町税条例等の一部を改正する条例について、このたびの地方税法等の一部改正に伴う項ずれの改正でございます。

以上、町税条例等の改正の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、23ページをお願いいたします。

専第4号につきまして、朗読説明させていただきます。

専第4号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,850万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月20日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも最下段の合計額、補正前58億9,500万円、補正額350万円、計58億9,850万円でございます。

1枚はねていただきまして、26ページ、歳入内訳でございます。

歳入は、特定財源につきまして、歳出で御説明いたします。

27ページの歳出内容をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、359万円でございます。財源内訳は、特定財源、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金350万円でございます。節区分、使用料及び賃借料9万円、工事請負費350万円でございます。これは、高速バス運行によりますバス停設置及び仮駐車場の埋立て等の経費

と借地料でございます。

続きまして、款項目ともに予備費、補正額、減額の9万円は今回の補正の財源調整によるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第4、議第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の末尾29ページをお願いいたします。

議第17号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第17号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年5月14日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事 【第2工区】 【繰越】。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、1億527万円。

4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町西結2763、株式会社堀組、代表取締役 堀知靖。

本件は継続的に整備を進めております、中及び南條地内県道間アクセス道路と長良川右岸堤防道路、県道北方多度線とを接続する北への延伸、施工延長約200メートルの盛土を中心とした工事で、工期は3月末を予定しております。

工事請負契約の締結に当たり、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時23分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月14日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 西 松 巖

議 員 碓 井 昭 夫